

指宿市通学路交通安全プログラム
～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成26年3月

指宿市通学路安全推進会議

1 プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、指宿市においても、平成24年8月に各小学校の通学路において、学校関係者、警察、道路管理者、教育委員会等関係機関が連携して、緊急合同点検を実施し、必要な安全対策について協議・推進に取り組んできました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「指宿市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るために、以下をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置しました。本プログラムは、関係機関から意見を集約し、連絡・調整して策定しました。

- ・指宿市教育委員会
- ・指宿市建設部土木課
- ・指宿市総務部危機管理課
- ・指宿警察署
- ・指宿市小学校校長代表及び中学校校長代表
- ・指宿市PTA連合会代表
- ・国土交通省鹿児島国道事務所交通対策課、指宿維持出張所
- ・鹿児島県南薩地域振興局建設部土木建設課指宿市駐在

3 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するために、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのPDCAサイクル]



(2) 定期的な合同点検

○ 合同点検の実施時期等

- ・ 市内の小学校ごとに、それぞれ1年に1回、合同点検を実施します。
- ・ 実施時期は、原則として夏季（6月～8月）とします。
- ・ 効率的・効果的に合同点検を行うために、通学路安全推進会議において、重点課題を設定し、合同点検を実施します。

○ 合同点検の体制

- ・ 小学校ごとに、学校、保護者、道路管理者、警察、市教育委員会等が参加する合同点検を行います。

(3) 対策の検討

- ・ 合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や、交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など、対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

- ・ 対策の実施に当たっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

- ・ 合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、適宜、児童生徒の通学の様子を学校への聞き取りや巡回等を実施し、対策効果の状況を把握します。

(6) 対策の改善・充実

- ・ 対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実に努めます。

4 箇所図、箇所一覧表の公表

学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。